

詳細料金表

<訪問リハビリテーション（要介護）>

●基本報酬

基本サービス費（要介護） 308 円（1 回 20 分につき）

●加算金額

○リハビリテーションマネジメント加算

- ・リハビリテーションマネジメント加算（イ） 1 月につき 180 円
- ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 1 月につき 213 円

- 訪問リハビリテーション事業所の医師による説明 1 月につき 270 円
訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して、訪問リハビリテーション計画を説明し、利用者の同意を得た場合、1 月につき 270 円を加算する

- 短期集中リハビリテーション実施加算 1 日につき 200 円
リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日、又は要介護認定の効力が生じた日から起算して 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算する

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 1 日につき 240 円
認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から起算して 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1 日につき 240 円を加算する

- 口腔連携強化加算 1 月に 1 回に限り 50 円
訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として 1 月に 1 回に限り 50 円を加算する

○退院時共同指導加算

退院1回に限り600円

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り600円を加算する

○サービス提供体制強化加算Ⅰ

1回につき6円

サービス提供体制強化加算Ⅰとは、訪問リハビリテーションを直接利用者に提供する理学療法士等のうち、勤続年数が7年以上の者がいる場合1回につき6円を加算する

○移行支援加算

1日につき17円

移行支援加算とは、訪問リハビリテーション事業所がリハビリテーションを行い、通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17円を加算する

○通常の実施地域を越えた、訪問リハビリテーション実施

1回につき所定単位数に100分の5を加算

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する

○訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、

訪問リハビリテーションを実施した場合

1回につき50円減算

○介護職員等処遇改善加算

「基本サービス費」と「算定させていただいた加算」の合計金額に1.5%をかけた金額

注) 加算金額の料金は、対象でない限り、料金は発生しません

注) 上記料金は介護保険負担割合証が1割負担の方の金額となります。2割負担又は3割負担の記載がある場合は、利用料金が2倍又は3倍になります。

<介護予防訪問リハビリテーション（要支援）>

●基本料金

基本サービス費（要支援） 298 円（1 回 20 分につき）

●加算金額

- 短期集中リハビリテーション実施加算 1 日につき 200 円
リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日、又は要介護認定の効力が生じた日から起算して 3 月以内の期間に集中的に介護予防訪問リハビリテーション行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算する
- 口腔連携強化加算 1 月に 1 回に限り 50 円
介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として 1 月に 1 回に限り 50 円を加算する
- 退院時共同指導加算 退院 1 回に限り 600 円
病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り 600 円を加算する
- サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 回につき 6 円
サービス提供体制強化加算Ⅰとは、介護予防訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が 7 年以上の者がいる場合 1 回につき 6 円を加算する
- 通常の実施地域を越えた、介護予防訪問リハビリテーション実施 1 回につき所定単位数に 100 分の 5 を加算
厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する

○介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合

1 回につき 50 円減算

○12 月を越えて介護予防訪問リハビリテーションを行うとき

1 回につき 30 円減算

厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合であって、介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を越えて介護予防訪問リハビリテーションを行うときは、1 回につき 30 単位を所定単位数から減算する

○介護職員等处遇改善加算

「基本サービス費」と「算定させていただいた加算」の合計金額に 1.5% をかけた金額

注) 加算金額の料金は、対象でない限り、料金は発生しません

注) 上記料金は介護保険負担割合証が 1 割負担の方の金額となります。2 割負担又は 3 割負担の記載がある場合は、利用料金が 2 倍又は 3 倍になります。